

○石川工業高等専門学校寄附金取扱要項

平成 18 年 10 月 1 日 校長裁定
平成 20 年 6 月 11 日 一部改正
平成 21 年 4 月 1 日 一部改正
平成 24 年 4 月 1 日 一部改正
平成 24 年 10 月 23 日 一部改正
平成 25 年 4 月 1 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 石川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における寄附金の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（平成16年高専機構規則第45号）によるほか、この要項の定めるところによる。

(寄附の申込み)

第 2 条 寄附の申込みをしようとする者（以下「寄附者」という。）は、校長に寄附金申込書（別紙第 1 号様式）を提出するものとする。

(受入れの審査・決定)

第 3 条 校長は、寄附金申込書の提出があった場合は、必要に応じて外部資金受入委員会の意見を徴し、業務の推進に有意義と認める場合は、受入れを決定するものとする。

(受入れ通知)

第 4 条 校長は、寄附金の受入れの決定をしたときは、当該寄附者に対し寄附金受入通知書（別紙第 2 号様式）を送付するものとし、併せて出納命令役にその旨を通知するものとする。

2 校長は、寄附金が入金されたときは、当該寄附者に対し、礼状（別紙第 3 号様式）を送付するものとする。

(受入れ報告)

第 5 条 校長は、寄附金の受入れの決定をしたときは、第 3 条の規定による意見を徴した場合を除き、運営会議に受入れ決定の報告を行うものとする。

(受入れの基準)

第 6 条 本校教職員の職務上の教育、研究に対する寄附であって、寄附者から教職員個人に対して寄附されたものについては、当該教職員が改めて学校に寄附しなければならない。

(寄附金の使途の特定)

第 7 条 寄附者から使途が特定されない寄附金を受入れるときにおいて、校長はその使用に先立ち、あらかじめ計画的にその使途の特定を行うものとする。

2 寄附者が使途を特定した場合において、寄附者の意図を妨げない範囲内で、校長が指定する使途に使用することができる。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年6月11日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成24年10月23日から実施する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から実施する。